

加工デンプンの表示について

1. 背景

いわゆる加工デンプンとは、一般にでん粉本来の物理的性状（高粘性、冷却時のゲル化等）を改善するために、物理的、酵素的又は化学的に加工を加えたものを称している。

このうち、通常の調理過程でも起こりうる加工法である加熱処理等の物理的加工を行ったもの及びアミラーゼ等の酵素による加工を行ったものについては、我が国及びEUにおいては食品として取扱われているが、米国においては添加物として取扱われている。一方、各種化学物質を用いて化学的加工を行ったものは、米国及びEUとも添加物として取扱われおり、具体的には、糊料、乳化剤、増粘安定剤及び食品の製造用剤として広く利用されている。

<表1 加工デンプンの現在の取扱い>

		日本	EU	米国
加工デンプン	物理的	食品	食品	添加物
	酵素的	食品	食品	添加物
	化学的	2品目は添加物（指定済） それ以外の11品目は食品 → 今後は添加物	添加物	添加物

- ▶ 我が国においては、化学的加工を行ったもののうち、「デンプングリコール酸ナトリウム」及び「デンプンリン酸エステルナトリウム」の2品目が昭和30年代に添加物として指定されている。この2品目以外の化学的加工を行ったものは、昭和54年以降、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において安全性評価の終了しているもの*について、食品として取り扱われている。

* JECFA においては、加工デンプンである「アセチル化アジピン酸架橋デンプン」、「アセチル化リン酸化架橋デンプン」、「アセチル化酸化デンプン」、「オクテニルコハク酸デンプンナトリウム」、「酢酸デンプン」、「酸化デンプン」、「ヒドロキシプロピルデンプン」、「ヒドロキシプロピルリン酸架橋デンプン」、「リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン」、「リン酸化デンプン」及び「リン酸架橋デンプン」の11種類について、1969年から2001年までに食品添加物としての安全性が評価されており、「ADIを特定しない(ADI not specified)」としている。

- 厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、① JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物46品目*については、企業等からの指定要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

* 今回指定を検討している加工デンプン11品目は、この46品目に含まれている。

- このようなことから、上記の表1のとおりEUや米国と取り扱いの異なる化学的に加工を加えた11品目の加工でん粉について、平成16年11月26日付けで食品安全委員会に対し、食品健康影響評価の依頼を行ったところ、平成19年11月29日付けで食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を得たところであり、現在、薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて、指定の可否及び規格基準の設定について手続きを進めているところである。
- 今後、必要な手続きが終了し、これまで食品として取り扱われてきた加工デンプン11品目を添加物として指定した場合、食品への表示方法が変わることとなるため、食品の表示に関する共同会議に報告するものである。

2. 加工デンプンの表示について

- 今回指定を検討している加工デンプン11品目は、わが国ではこれまで食品として取り扱われてきたことから、食品の原材料表示として「でんぷん」、「でん粉」、「澱粉」、「デンプン」、「加工でんぷん」、「加工でん粉」、「加工澱粉」、「加工デンプン」と表示されている。
- 今後、これらの加工デンプン11品目を食品添加物として指定した場合には、それらを表示する際は、食品としての原材料表示ではなく、食品添加物として物質名による表示が必要となるが、以下について留意する必要がある。

➤ **物質名**：今回指定を検討している11品目の加工デンプンの物質名は、以下のとおりとする。原則として、この物質名をもって食品添加物表示をすることとなる。

- ・ アセチル化アジピン酸架橋デンプン
- ・ アセチル化リン酸化架橋デンプン
- ・ アセチル化酸化デンプン
- ・ オクテニルコハク酸デンプンナトリウム
- ・ 酢酸デンプン
- ・ 酸化デンプン
- ・ ヒドロキシプロピルデンプン
- ・ ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン
- ・ リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン
- ・ リン酸化デンプン
- ・ リン酸架橋デンプン

- **簡略名**：これまで食品として「加工でんぷん」等と表記されてきた経緯から、物質名に代わり「加工でん粉」、「加工でんぷん」、「加工デンプン」、「加工澱粉」と簡略名での表示を可能とすることが適当。

例 アセチル化酸化デンプンを使用した場合

原材料名 ○○、○○、アセチル化酸化デンプン、○○
→○○、○○、加工デンプン、○○

この他、オクテニルコハク酸デンプンナトリウムは、オクテニルコハク酸デンプンNaとの簡略名の表示も可能とする予定。

また、既に食品添加物として指定されている、デンプングリコール酸ナトリウムについても「加工デンプン」の簡略名を認める予定。なお、デンプンリン酸エステルナトリウムについては、使用実態等を調査のうえ、指定削除を検討することとしている。

- また、加工デンプンの用途としては、増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料、乳化剤が考えられるが、乳化剤として使用した場合と、それ以外の用途で使用した場合には記載方法が異なる。

- ◇ **用途名**：増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料の用途で使用した場合は、用途名併記が必要。

例 増粘剤としてリン酸化デンプンを使用した場合

「原材料名 ○○、○○、増粘剤（リン酸化デンプン）、○○」
もしくは「原材料名 ○○、○○、増粘剤（加工デンプン）、○○」

- ◇ **一括名**：乳化剤の用途で使用した場合は、「乳化剤」という一括名での表記も可能。（一括名表記が可能な加工デンプンとして、「オクテニルコハク酸デンプンナトリウム」を通知リストに追加予定。）

例 乳化剤としてオクテニルコハク酸デンプンナトリウムを使用した場合

「原材料名 ○○、○○、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、○○」
もしくは「原材料名 ○○、○○、乳化剤、○○」

- 一方、今回、食品添加物の扱いとならない物理的又は酵素的に処理を加えたデンプンについては、従来どおり食品として取り扱われ、「加工」の文字を付記せず、「でん粉」、「でんぷん」、「澱粉」、「デンプン」等と表示される。
- したがって、今回食品添加物として指定される予定の化学的に加工を加えた加工デンプンと、従来どおり食品として取り扱われる物理的又は酵素的に処理を加えたデンプンを同時に使用することも考えられるが、この場合、食品としての表示と食品添加物として

の表示をどちらも記載することが必要となる。

例 酵素により処理したデンプンを食品の原材料として使用し、かつ今回、食品添加物として指定を検討している酢酸デンプンを安定剤として使用した場合
「原材料名 ○○、○○、でん粉、安定剤（酢酸デンプン）、○○」もしくは「原材料名 ○○、○○、でん粉、安定剤（加工デンプン）、○○」

3. 今後の予定（加工デンプン11品目の添加物指定）

平成20年3月13日 パブリックコメント開始（1ヶ月間）

（※WTO通報については手続き中）

平成20年5月頃 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会開催予定

平成20年6月頃 食品添加物に指定

平成元年及び平成8年の添加物表示の全面的な見直しの際には、「公布日より1年6ヶ月後までに製造、加工、輸入される食品や添加物の表示は、なお従前の例によることができること」としている。今回の表示の変更のための経過措置については、いままでの見直しの際の経過措置を十分に参考にした上で検討する。

加工デンプンの処理方法と表示について

- → 食品として原材料表示(でんぷん、でん粉、加工デンプン、加工でん粉等)
- → 食品として原材料表示(でんぷん、でん粉、澱粉等)
- △ → 添加物表示(物質名、簡略名(※1)、用途名併記)
- → 添加物表示(物質名、簡略名(※1)、用途名併記、一括名)

処理方法	物質名	現在の表示 【指定前】	今後の表示 【指定後】	取り扱い		
				米国	欧州	日本
化学的処理による加工デンプン	アセチル化アジピン酸架橋デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	アセチル化リン酸架橋デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	アセチル化酸化デンプン	○	△	—	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	○	□	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	酢酸デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	酸化デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	ヒドロキシプロピルデンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	リン酸化デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	リン酸架橋デンプン	○	△	添加物	添加物	食品→添加物 (今回指定予定)
	デンプングリコール酸ナトリウム	△	△	—	—	添加物 (既に指定済)
	デンプンリン酸エステルナトリウム	△	【指定削除 予定】	添加物	添加物	添加物 (既に指定済)
	物理的処理による加工デンプン (※2)	焙焼デキストリン	○	●	GRAS	食品
酸処理デンプン		○	●	添加物	食品	食品
アルカリ処理デンプン		○	●	添加物	食品	食品
漂白デンプン		○	●	添加物	食品	食品
酵素的処理による加工デンプン	酵素処理デンプン	○	●	添加物	食品	食品

※1 簡略名は、「加工でん粉」、「加工でんぷん」、「加工デンプン」、「加工澱粉」とする。また、物質名にナトリウムの文字がある場合は「Na」とできる。

※2 酸処理、アルカリ処理、漂白処理といった加水分解程度の簡単な化学的加工を含む。